

鳥獣被害防止総合対策事業補助金交付事務取扱要領の一部改正に係る新旧対照表

制定 平成22年5月27日付け食政第229号農政部長通知
 最終改正 令和8年4月16日付け食政第1573-5号
農政部長の安全・みどりの農業推進監通知

改正前	改正後	備考
<p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 事業の内容 1 事業の内容 (1)鳥獣被害防止総合支援事業（整備事業） (略) (2)鳥獣被害防止総合支援事業（推進事業） (略) (3)鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 (略) (4)シカ・クマ特別対策等事業 実施要領（別記5）シカ・クマ特別対策等事業に規定された次の事業を対象とする。 ア シカ等緊急捕獲対策 イ シカ特別対策 ウ クマ特別対策 (5)スマート捕獲等普及加速化事業 実施要領（別記6）スマート捕獲等普及加速化事業に規定された事業を対象とする。 (6)広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業 実施要領（別記9）鳥獣被害防止対策促進支援事業の第1の1に規定された事業を対象とする。</p> <p>2 補助の対象 (略)</p> <p>第3 事業実施計画の承認 1 (略) 2 1により事業実施計画の提出を受けた総合振興局等の長は、事業実施計画の承認を行う場合は、 別記第2号様式を添えて、あらかじめ農政部長の安全・みどりの農業推進監に協議するものとする。</p> <p>第4 事業実施計画の変更 1 事業実施主体は、承認を受けた事業実施計画について、次の場合にあつては、第3の例により事業実施計画の変更の手続を行うものとする。 (1)第2の1(1)～(6)に掲げる事業ごとの新設、中止若しくは廃止又は事業実施主体の変更 (2)第2の1(1)～(6)に掲げる事業ごとの補助金の額の増又は3割を超える減（ただし、第2の1(2)に掲げる事業の相互間におけるそれぞれの補助金の額の3割以下の増減を除く） (3)第2の1(4)のア～ウに掲げる事業の相互間におけるそれぞれの補助金の額の増減 (4)上記のほか、総合振興局等の長が必要と認めたとき</p> <p>2 (略)</p> <p>第5 助成措置 (略)</p> <p>第6 補助金の交付申請書類 規則第3条の2の規定による補助金の交付申請は、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより農政第1号様式（昭和49年4月1日告示第809号に定める様式をいう。以下「農政第〇号様式」において同じ。）の補助金等交付申請書に、「補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等」の告示（以下「事業告示」という。）で示す関係書類に事業実施計画を添えて、総合振興</p>	<p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 事業の内容 1 事業の内容 (1)鳥獣被害防止総合支援事業（整備事業） (略) (2)鳥獣被害防止総合支援事業（推進事業） (略) (3)鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 (略) (4)シカ・クマ特別対策等事業 実施要領（別記5）シカ・クマ特別対策等事業に規定された事業を対象とする。 ア シカ特別対策 イ クマ特別対策 (5)スマート捕獲等普及加速化事業 実施要領（別記6）スマート捕獲等普及加速化事業に規定された事業を対象とする。</p> <p>2 補助の対象 (略)</p> <p>第3 事業実施計画の承認 1 (略) 2 1により事業実施計画の提出を受けた総合振興局等の長は、事業実施計画の承認を行う場合は、あらかじめ農政部長の安全・みどりの農業推進監に協議するものとする。</p> <p>第4 事業実施計画の変更 1 事業実施主体は、承認を受けた事業実施計画について、次の場合にあつては、第3の例により事業実施計画の変更の手続を行うものとする。 (1)第2の1(1)～(5)に掲げる事業ごとの新設、中止若しくは廃止又は事業実施主体の変更 (2)第2の1(1)～(5)に掲げる事業ごとの補助金の額の増又は3割を超える減（ただし、第2の1(2)に掲げる事業の相互間におけるそれぞれの補助金の額の3割以下の増減を除く） (3)第2の1(4)のア～イに掲げる事業の相互間におけるそれぞれの補助金の額の増減 (4)上記のほか、総合振興局等の長が必要と認めたとき</p> <p>2 (略)</p> <p>第5 助成措置 (略)</p> <p>第6 補助金の交付申請書類 1 規則第3条の2の規定による補助金の交付申請は、補助金等交付申請書（別記第2号様式）に第3の事業実施計画及び次に掲げる書類を添えて、総合振興局等の長に対し行うものとする。</p>	<p>第2 1 国の実施要領改正に伴い事業の内容を削除</p> <p>第3 様式削除</p> <p>第4 第2の1 改正に伴う修正</p> <p>第6 1 告示廃止に伴う様式の規定</p>

局等の長に対し行うものとする。

また、補助事業を行う事業実施主体が、別記第3号様式の納税対応状況申出書の内容に該当する場合には、これを併せて提出するものとする。

(新設)

第7 補助金の交付申請額 (略)

第8 補助金の交付の決定等の通知

- 1 総合振興局等の長は、当該申請について規則第4条による調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知を、別記第4号様式に掲げる補助指令書により行うものとする。
- 2 総合振興局等の長は、規則第6条第2項の規定による補助金の交付をしないことを決定したときは、別記第6-2号様式により当該補助金の交付の申請者に速やかに通知するものとする。
- 3 総合振興局等の長は、第6後段の規定により納税対応状況申出書を提出した事業実施主体が消費税等仕入控除税額を減じずに補助金の交付の申請を行った場合には、1の補助指令書に定める条件のほか、次に掲げる条件を追加するものとする。
 - (1) 事業実施主体は、規則第14条の実績報告（以下「実績報告」という。）を行うに当たって、各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。
 - (2) 事業実施主体は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、鳥獣被害防止総合対策事業補助金交付事務取扱要領（平成22年5月27日食政第229号北海道農政部長通知）に定める別記第5号様式により、その金額（実績報告において、3の(1)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに総合振興局等の長に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。
また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合には、その状況等について、当該補助金の額の確定があった日の翌年の6月10日までに、同様式により総合振興局等の長に報告しなければなりません。
- 4 前項(2)のまた書の条件に基づき、事業実施主体から報告があった場合は、総合振興局等の長は、当該年の6月20日までに農政部食の安全・みどりの農業推進監に報告するものとする。
- 5 総合振興局等の長は、補助金の交付の決定に当たり、補助事業を概算払ができるものと認めた場合又は補助対象事業を遂行する上で周知させる事項がある場合には、補助指令書とともに別記第6-1号様式で事業実施主体にその旨の通知をするものとする。

補助金等交付申請額 = (補助対象経費 × 補助率等) - 消費税等仕入控除税額

第9 申請の取り下げ

- 1 事業実施主体は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に不服があるときには、補助金の交付の決定の通知を受理した日から10日以内に、農政第22号様式の補助金等交付申請取下書を提出して申請を取り下げることができるものとする。
- 2 (略)

第10 契約等 (略)

第11 事業の変更

- 1 事業実施主体は、第4に定める事業実施計画の変更について承認を受けた場合には、農政第21号様式の補助事業等変更承認申請書に係書類を添えて、総合振興局等の長に補助事業の内容の変更に関

- (1) 事業計画書（別記第3号様式）
 - (2) 補助金等交付申請額算出調書（別記第4号様式）
 - (3) 経費の配分調書（別記第5号様式）
 - (4) 事業予算書（別記第6号様式）
 - (5) 資金収支計画書（別記第7号様式）
 - (6) 納税対応状況申出書（別記第8号様式）（補助事業を行う事業実施主体が課税事業者である場合）
- 2 提出期限及び提出先については、別途指示する。

第7 補助金の交付申請額 (略)

第8 補助金の交付の決定等の通知

- 1 総合振興局等の長は、当該申請について規則第4条による調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知を、別記第9号様式に掲げる補助指令書により行うものとする。
- 2 総合振興局等の長は、規則第6条第2項の規定による補助金の交付をしないことを決定したときは、別記第11-2号様式により当該補助金の交付の申請者に速やかに通知するものとする。
- 3 総合振興局等の長は、納税対応状況申出書（別記第8号様式）を提出した事業実施主体が消費税等仕入控除税額を減じずに補助金の交付の申請を行った場合には、補助指令書に定める条件のほか、次に掲げる条件を追加するものとする。
 - (1) 事業実施主体は、規則第14条の実績報告（以下「実績報告」という。）を行うに当たって、各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。
 - (2) 事業実施主体は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、鳥獣被害防止総合対策事業補助金交付事務取扱要領（平成22年5月27日食政第229号北海道農政部長通知）に定める別記第10号様式により、その金額（実績報告において、3の(1)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに総合振興局等の長に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。
また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合には、その状況等について、当該補助金の額の確定があった日の翌年の6月10日までに、同様式により総合振興局等の長に報告しなければなりません。
- 4 前項(2)のまた書の条件に基づき、事業実施主体から報告があった場合は、総合振興局等の長は、当該年の6月20日までに農政部食の安全・みどりの農業推進監に報告するものとする。
- 5 総合振興局等の長は、補助金の交付の決定に当たり、補助事業を概算払ができるものと認めた場合又は補助対象事業を遂行する上で周知させる事項がある場合には、補助指令書とともに別記第11-1号様式で事業実施主体にその旨の通知をするものとする。

(削除)

第9 申請の取り下げ

- 1 事業実施主体は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に不服があるときには、補助金の交付の決定の通知を受理した日から10日以内に、補助金等交付申請取下書（農政第12号様式）を提出して申請を取り下げることができるものとする。
- 2 (略)

第10 契約等 (略)

第11 事業の変更

- 1 事業実施主体は、第4に定める事業実施計画の変更について承認を受けた場合には、補助事業等変更承認申請書（別記第13号様式）に係書類を添えて、総合振興局等の長に補助事業の内容の変更に

2
告示廃止
に伴う追
加

第8
告示廃止
に伴う様
式番号の
修正

第9
告示廃止
に伴う様
式の規定

第11
告示廃止
に伴う様

<p>ついて承認の申請を行うものとする。</p> <p>2 総合振興局等の長は、1の変更を承認するときには、別記第7-1号様式又は別記第7-2号様式の変更指令書で事業実施主体に通知するものとする。</p>	<p>ついて承認の申請を行うものとする。</p> <p>2 総合振興局等の長は、1の変更を承認するときには、別記第14号様式で事業実施主体に通知するものとする。</p>	<p>式番号の修正</p>
<p>第12 事業の中止又は廃止</p> <p>1 事業実施主体は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときには、共通第23号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書に関係書類を添えて、総合振興局等の長に承認の申請を行うものとする。</p> <p>2 総合振興局等の長は、1の中止又は廃止について承認するとき又は不承認のときには、別記第8号様式で補助事業者に通知するものとする。</p> <p>3（略）</p>	<p>第12 事業の中止又は廃止</p> <p>1 事業実施主体は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときには、補助事業等中止（廃止）承認申請書（別記第15号様式）に関係書類を添えて、総合振興局等の長に承認の申請を行うものとする。</p> <p>2 総合振興局等の長は、1の中止又は廃止について承認するとき又は不承認のときには、別記第16号様式で補助事業者に通知するものとする。</p> <p>3（略）</p>	<p>第12 告示廃止に伴う様式の規定</p>
<p>第13 事業の執行の遅延又は不能</p> <p>1 事業実施主体は、補助事業が予定の期限までに完了する見込みがないとき又はその遂行が困難となったときには、農政第24号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書に別記第9号様式の事業遂行状況報告書を添えて、総合振興局等の長に報告し、その指示を受けるものとする。</p> <p>2 総合振興局等の長は、1について事業実施主体に事業遂行を指示するときには、別記第10号様式で行うものとする。</p> <p>3（略）</p>	<p>第13 事業の執行の遅延又は不能</p> <p>1 事業実施主体は、補助事業が予定の期限までに完了する見込みがないとき又はその遂行が困難となったときには、補助事業等執行遅延（不能）報告書（別記第17号様式）に事業遂行状況報告書（別記第18号様式）を添えて、総合振興局等の長に報告し、その指示を受けるものとする。</p> <p>2 総合振興局等の長は、1について事業実施主体に事業遂行を指示するときには、別記第19号様式で行うものとする。</p> <p>3（略）</p>	<p>第13 告示廃止に伴う様式の規定</p>
<p>第14 事情変更</p> <p>1 総合振興局等の長は、補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときには、規則第8条により次のいずれかの措置をとるものとする。</p> <p>(1) 補助金の交付の決定の全部又は一部の取消し 別記第11-1号様式又は別記第11-2号様式で事業実施主体に通知するものとする。</p> <p>(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件の変更 別記第11-3号様式で事業実施主体に通知するものとする。</p> <p>2（略）</p>	<p>第14 事情変更</p> <p>1 総合振興局等の長は、補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときには、規則第8条により次のいずれかの措置をとるものとする。</p> <p>(1) 補助金の交付の決定の全部又は一部の取消し 別記第20-1号様式又は別記第20-2号様式で事業実施主体に通知するものとする。</p> <p>(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件の変更 別記第20-3号様式で事業実施主体に通知するものとする。</p> <p>2（略）</p>	<p>第14 告示廃止に伴う様式番号の修正</p>
<p>第15 概算払</p> <p>1 事業実施主体は、概算払の申請をしようとするときには、農政第25号様式の補助金等概算払申請書に最新の資金収支計画書を添えて、総合振興局等の長に提出するものとする。</p> <p>2 総合振興局等の長は、概算払をすることと決定したときには、別記第12-1号様式で事業実施主体に通知するものとする。</p> <p>3 知事又は総合振興局長等は、運用第9条関係2の（4）の規定により資金不足が生じないと認められるときは、別記第12-2号様式により概算払をしない理由を付して補助金等概算払申請書を提出した者に通知するものとする。</p>	<p>第15 概算払</p> <p>1 事業実施主体は、概算払の申請をしようとするときには、補助金等概算払申請書（別記第21号様式）に最新の資金収支計画書（別記第7号様式）を添えて、総合振興局等の長に提出するものとする。</p> <p>2 総合振興局等の長は、概算払をすることと決定したときには、別記第22-1号様式で事業実施主体に通知するものとする。</p> <p>3 知事又は総合振興局長等は、運用第9条関係2の（4）の規定により資金不足が生じないと認められるときは、別記第22-2号様式により概算払をしない理由を付して事業実施主体に通知するものとする。</p>	<p>第15 告示廃止に伴う様式番号の修正 文言の整理</p>
<p>第16 事業遂行状況報告</p> <p>総合振興局等の長は、規則第11条の規定により補助事業の遂行状況報告を必要とするときには、別記第9号様式の事業遂行状況報告書を事業実施主体に提出させるものとする。</p>	<p>第16 事業遂行状況報告</p> <p>総合振興局等の長は、規則第11条の規定により補助事業の遂行状況報告を必要とするときには、事業遂行状況報告書（別記第18号様式）を事業実施主体に提出させるものとする。</p>	<p>第16 告示廃止に伴う様式番号の修正</p>
<p>第17 事業の遂行命令</p> <p>1 総合振興局等の長は、事業実施主体が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときには、別記第13-1号様式で事業実施主体にその遂行を命ずるものとする。</p> <p>2 総合振興局等の長は、事業実施主体が1の命令に従わないときには、別記第13-2号様式で事業実施主体に補助事業の一時停止及び是正措置を命ずるものとする。</p> <p>3 総合振興局等の長は、事業実施主体が2の命令に従い是正措置を講じたときには、別記第13-3号様式で事業実施主体に一時停止の解除を命ずるものとする。</p> <p>4～5（略）</p>	<p>第17 事業の遂行命令</p> <p>1 総合振興局等の長は、事業実施主体が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときには、別記第23-1号様式で事業実施主体にその遂行を命ずるものとする。</p> <p>2 総合振興局等の長は、事業実施主体が1の命令に従わないときには、別記第23-2号様式で事業実施主体に補助事業の一時停止及び是正措置を命ずるものとする。</p> <p>3 総合振興局等の長は、事業実施主体が2の命令に従い是正措置を講じたときには、別記第23-3号様式で事業実施主体に一時停止の解除を命ずるものとする。</p> <p>4～5（略）</p>	<p>第17 告示廃止に伴う様式番号の修正</p>
<p>第18 工事の完成等</p> <p>1 事業実施主体は、建設工事の完成及び機械器具の導入が完了したときには、農政第27号様式、別</p>	<p>第18 工事の完成等</p> <p>1 事業実施主体は、建設工事が完了したときには補助事業等に係る工事完成届（別記第24号様式）、</p>	<p>第18 告示廃止</p>

記第14号様式の補助事業に係る工事完了届及び別記第15号様式の機械導入完了報告書に係る書類を添えて、総合振興局等の長に提出するものとする。

2 総合振興局等の長は、規則第13条第2項の規定により建設工事の検査を行うときには、北海道請負工事検査要領（昭和46年8月6日付け局総第373号副出納長通達「北海道請負工事検査要領の制定について」）、農政部所管工事検査方法書（昭和46年8月6日付け改一第417号農地開拓部長通達）、北海道請負工事施行成績評定要領（平成10年2月18日付け建情第686号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「北海道請負工事施行成績評定要領の制定について」）及び工事施行成績評定基準（平成14年3月27日付け技管第1228号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）を準用してこれを行うものとし、検査結果については別記第16号様式の補助事業等に係る建設工事完成検査調書で明らかにするものとする。

第19 実績の報告
 事業実施主体は、補助事業が完了したとき（補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）又は道の会計年度が終了したときには、農政第28号様式の補助事業等実績報告書（以下「実績報告書」という。）に事業告示で定める関係書類及び実施要領に定める事業実績を添えて、総合振興局等の長に提出するものとする。

また、実績報告書には、必要に応じて、支出伝票や領収証書等、補助事業等に要した経費の支出を証する書面の写しを添付させるものとする。
 なお、事業実施期間中において道の会計年度が終了した場合は、年度終了実績報告書を総合振興局等の長に提出するものとする。

2 （略）

第20 補助金の確定額
 補助金の確定額は、次のとおりとする。

(1) （略）

(2) 第2の1(1)及び(6)の事業の補助金の確定額は、補助対象経費の実支出額と交付決定した補助対象経費（変更した場合は変更後の補助対象経費とする。）の額とのいずれか低い額に補助率を乗じて得た額とし、複数の区分について事業を実施した場合については、それぞれの区分ごとの補助金の確定額を算出したものの合計額とする。

第21 額の確定
 1 総合振興局等の長は、規則第15条に定める額の確定を通知するときには、別記第17-1号様式で行うものとする。
 2 総合振興局等の長は、額の確定に伴い既に確定額を超える補助金が交付されているときには、別記第17-2号様式で事業実施主体にその超過額の返還を命ずるものとする。
 3 総合振興局等の長は、補助金の額を確定したときは、当該補助金に係る交付状況を取りまとめ、別記第18号様式の補助金交付状況報告書に第19の補助事業等実績報告書の副本1部に事業実績を添えて、速やかに農政部食の安全・みどりの農業推進監に報告するものとする。
 4 （略）

第22 帳簿及び書類の備付け
 （略）

第23 財産の処分
 1 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときには、総合振興局等の長に対し事業費等の取扱い第8の3により財産処分の承認申請を行い、その承認を得るものとする。

(1) 不動産及びその従物
 (2) 1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

2 1の規定は、事業実施主体が補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数に相当

機械器具の導入が完了したときには機械導入完了報告書（別記第25号様式）に係る書類を添えて、総合振興局等の長に提出するものとする。

2 総合振興局等の長は、規則第13条第2項の規定により建設工事の検査を行うときには、北海道請負工事検査要領（昭和46年8月6日付け局総第373号副出納長通達「北海道請負工事検査要領の制定について」）、農政部所管工事検査方法書（昭和46年8月6日付け改一第417号農地開拓部長通達）、北海道請負工事施行成績評定要領（平成10年2月18日付け建情第686号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「北海道請負工事施行成績評定要領の制定について」）及び工事施行成績評定基準（平成14年3月27日付け技管第1228号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）を準用してこれを行うものとし、検査結果については補助事業等に係る建設工事完成検査調書（別記第26号様式）で明らかにするものとする。

第19 実績の報告
 1 事業実施主体は、補助事業が完了したとき（補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）には、補助事業等実績報告書（別記第27号様式）（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類及び実施要領に定める事業実績を添えて、総合振興局等の長に提出するものとする。

(1) 事業実績書（別記第3号様式）
 (2) 補助金等清算書（別記第28号様式）
 (3) 事業清算書（別記第29号様式）

また、実績報告書には、必要に応じて、支出伝票や領収証書等、補助事業等に要した経費の支出を証する書面の写しを添付させるものとする。
 なお、事業実施期間中において道の会計年度が終了した場合は、年度終了実績報告書（別記第30号様式）を総合振興局等の長に提出するものとする。

2 （略）

第20 補助金の確定額
 補助金の確定額は、次のとおりとする。

(1) （略）

(2) 第2の1(1)の事業の補助金の確定額は、補助対象経費の実支出額と交付決定した補助対象経費（変更した場合は変更後の補助対象経費とする。）の額とのいずれか低い額に補助率を乗じて得た額とし、複数の区分について事業を実施した場合については、それぞれの区分ごとの補助金の確定額を算出したものの合計額とする。

第21 額の確定
 1 総合振興局等の長は、規則第15条に定める額の確定を通知するときには、別記第31-1号様式で行うものとする。
 2 総合振興局等の長は、額の確定に伴い既に確定額を超える補助金が交付されているときには、別記第31-2号様式で事業実施主体にその超過額の返還を命ずるものとする。
 3 総合振興局等の長は、補助金の額を確定したときは、当該補助金に係る交付状況を取りまとめ、補助金交付状況報告書（別記第32号様式）に第19の実績報告書及び事業実績を添えて、速やかに農政部食の安全・みどりの農業推進監に報告するものとする。
 4 （略）

第22 帳簿及び書類の備付け
 （略）

第23 財産の処分
 1 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときには、総合振興局等の長に対し事業費等の取扱い第8の3により財産処分の承認申請を行い、その承認を得るものとする。

(1) 不動産及びその従物
 (2) 1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

2 1の規定は、事業実施主体が補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数に相当

に伴う様式の規定

第19 告示廃止に伴う様式の規定

第20 第2の1改正に伴う修正

第21 告示廃止に伴う様式番号の修正

第23 告示廃止に伴う様式番号の修正

※国の規定により

<p>する期間を経過した場合は、この限りではない。</p> <p>3 総合振興局等の長は、1の申請に係る承認又は不承認について、別記第19号様式で事業実施主体に通知するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第24 交付決定の取消し及び補助金返還 (略)</p> <p>第25 附帯事務費及び工事雑費 (略)</p> <p>第26 特例措置 (略)</p> <p>第27 事業実施の手続</p> <p>1 この要領に定めるもののほか、第1に掲げるものに基づき事業実施主体が手続きを行う場合にあつては、「都道府県知事」とあるのを「総合振興局等の長」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第28 補助事業者等に対する調査等 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>附則（平成22年5月27日付け食政第209号）～（令和7年5月23日付け食政第250号）(略)</p>	<p>する期間を経過した場合は、この限りではない。</p> <p>3 総合振興局等の長は、1の申請に係る承認又は不承認について、別記第33号様式で事業実施主体に通知するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第24 交付決定の取消し及び補助金返還 (略)</p> <p>第25 附帯事務費及び工事雑費 (略)</p> <p>第26 特例措置 (略)</p> <p>第27 事業実施の手続</p> <p>1 この要領に定めるもののほか、第1に掲げるものに基づき事業実施主体が手続きを行う場合にあつては、「都道府県知事」とあるのを「総合振興局等の長」と読み替えるものとし、事業実施主体は、総合振興局等の長に行う手続きについては、手続きに係る書類の電磁的記録を別に指定する電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第28 補助事業者等に対する調査等 (略)</p> <p>第29 補助金の交付等に関する権限の委任 この補助金の交付決定、補助金の額の確定その他補助金の交付に関する知事の権限は、総合振興局等の長に委任するものとする。</p> <p>附則（平成22年5月27日付け食政第209号）～（令和7年5月23日付け食政第250号）(略)</p> <p>附則（令和8年4月16日付け食政第1573-5号）</p> <p>1 この要領は、令和8年4月7日から施行する。</p>	<p>耐用年数期間内は事前承認が必要なもので10年を超える場合の文言は追加しない</p> <p>第27 電磁的方法による申請対応に伴う追加</p> <p>第29 告示廃止に伴う追加</p>
--	--	--